

令和7年度 事業計画

I. 事業の概要

2024年（令和6年）1月1日16時10分（JST）、能登半島を震源とするマグニチュード（Mj）7.6、震源の深さは16 kmの地震が起こった。この地震で亡くなられた方に哀悼の誠をささげるとともに被災された会員の先生方には心よりお見舞いを申し上げる。石川県薬剤師会は能登半島地震災害対策本部を1月1日に立ち上げ情報の収集にあたった。日本薬剤師会と緊密な連携をとり全国から延べ4759人の様々な職域の薬剤師が駆け付け懸命に医療の復旧に尽くした。モバイルファーマシーは延べ13台が順次5か所の避難所に配置された。また金沢市以南では1.5次避難所が設営され、現在石川県薬剤師会は最善を尽くし全体の指揮にあたった。

石川県薬剤師会は災害復旧で蓄積した活動を次の世代に送り渡し次の災害時に役立てなければいけない。2月に開催される北陸信越学術大会で今回の災害で薬剤師会が経験したものを集積し総括しようと思う。このことで日本の薬剤師の災害時の活動につなげていきたい。

さらに北陸信越薬剤師学術大会で石川県から薬剤師の意識を変える情報も発信する。テーマはThink Qualityとし、病気、長寿、ターミナルのクオリティを考えたい。ハイブリッド開催とし、Zoomを活用する。世界で活躍する日本人の薬剤師や日本語が喋れる外国人をアメリカ・オセアニア・ヨーロッパ・アジアから出演してもらう。

今年度はモバイルファーマシーを石川県の予算補助で購入し石川県薬剤師会が所有し運用にあたる予定となっている。

電子処方箋の運用が開始され石川県の電子処方せん導入率は全国一位を誇るまでとなっている。またマイナンバー資格確認も全国一位となり厚生労働省から表彰された。

目の前に突き出されたDXの本質とはAIへの置換を意味する。AIの導入により、まずは人間の肉体労働が機械にとって代わるだろう。生成AIの突破力はマンハッタン計画に相当するともいわれている。今後世の中は激変していく。その中で薬剤師の立ち位置を確保したい。

医療DXは医療サービスの質向上や効率化し患者様の利便性向上を目指す大きな変革であり薬剤師の負担軽減や地域医療の強化にも寄与する。また医療DXを進めることで迅速にデータを活用できるようになれば、より正確な診断やスピーディーな医療や治療が実現可能になる。電子処方箋は、医療の質向上を目指して行われている取り組みの一つで、電子処方箋を導入することで、医療機関と薬局間の情報共有を効率化し、患者様の待ち時間短縮に繋がる。さらに、薬剤情報の一元管理が進むことで、重複投薬チェックなど安全かつ迅速な処方管理が可能となる。

今後医療DX推進に伴い、サイバーセキュリティの強化も必須だ。患者様の個人情報、特に病歴や健康診断といった情報は、他の情報よりも厳格な管理が求められるため慎重な取り扱いをしなくてはならない。また、DX推進に伴ってネットワーク経路が拡大したことでサイバーリス

クも増している

つぎに医療従事者や患者様が新しいシステムに適応するための教育が不可欠だ。デジタルツールの使い方やリテラシー向上を図り、現場でのスムーズな運用が求められる。これを推進することで患者様の DX の理解が深まれば、DX 活用による業務改善や患者様満足度の向上も期待できるだろう。

能登地区の病院薬剤師の偏在問題を解消する事業は崔副会長が中心となりスキームが順調に動き出している。令和 3 年 6 月に公表された「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ」では、薬剤師の従事先には地域偏在や業態偏在があり、特に病院薬剤師の確保が喫緊の課題であることが指摘されている。それをうけ石川県と薬剤師会は修学資金の返済を補助し、キャリア形成プログラムを策定することで石川県の能登北部地区の病院薬剤師の確保に資するものとなっている。

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」には医療・介護の担い手を確保し、より質の高い効率的な医療・介護を提供する体制を構築するとともに、医療データを活用し、医療のイノベーションを促進するため、必要な支援を行いつつ、政府を挙げて医療・介護 DX を確実に推進するとしている。このため、マイナ保険証の利用の促進を図り、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行していく。「医療 DX の推進に関する工程」31 に基づき、「全国医療情報プラットフォーム」を構築するほか、デジタルの利用環境・インフラ整備、デジタルリテラシーの向上、アクセシビリティ確保の徹底等に取り組んでいき、電子処方箋については更なる石川県の普及拡大を図っていく。

医薬品医療機器法（薬機法）が改正され、道府県知事が認定する「地域連携薬局」と「専門医療機関連携薬局」が動き出した。医薬分業が始まり 130 年が経過し、その間一貫して変わることのなかった法の基本的な原則について、現状を踏まえ時代の変化に即した適切な規制を含む改革が現実化した。

国民・患者のニーズに的確に対応できる薬剤師・薬局の姿を描いている。「地域連携薬局」は▽医療提供施設との情報共有▽業務体制▽在宅医療への対応などの認定要件があり日常生活圏の一つ以上とされる整備目標を示された。また「専門医療機関連携薬局」は、疾患ごとに省令で定め、まずは「がん」から開始した。その認定要件として医療提供施設との情報共有などを定めることになっており二次医療圏の一つ以上とされている。石川県薬剤師会では委員会を設置し取得希望者の要件を満たすよう運営を行っている。

また個人にそれぞれにあった健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用を推進し ID リンクを中心として、医療機関等における健康・医療情報の連携・活用を進めていく。そのためデータ共有を行うため、レセプト情報の診療等への有効な活用方策を検証する。

環境破壊や温暖化、都市化による過密、交通機関の発達などといった感染症拡大の社会要因について整理するとともに、われわれ人間が生活する社会経済にどのような影響を及ぼしてき

たのか、過去の感染症を比較し検証と分析がコロナ収束とともに必要となるであろう。

我々は患者のための薬局ビジョンに掲げた医薬分業のあるべき姿に向けて、薬剤師が他の職種や患者から信頼されるに足る資質を確保することが重要である。臨床においては患者に接しながら薬学的な問題を発見し、それを解決できるようにするための実践的な能力が要求されている。そのため地域で求められている薬剤師の役割が発揮できるよう、常に自己研鑽に努め、専門性を高めていくための薬剤師会でなくてはならない。

今後社会から薬剤師に求められる能力はますます拡大していくであろう。それに応えることができる薬剤師会を実現していきたい。

Ⅱ．事業区分

1．薬局ビジョン

(1) かかりつけ薬剤師・薬局機能促進事業

かかりつけ薬剤師として、また、かかりつけ薬局としての機能を向上させることを目的とする。地域包括ケアシステムにおいて連携の質の向上に取り組み、医薬品の供給・公衆衛生の向上等地域における薬局機能の向上をはかり、患者に安心・安全な医療を提供し、もって、県民の健康衛生の維持向上に寄与することを目的としている。

また、かかりつけ薬剤師・薬局機能として多職種と連携し対応するためにしっかり服薬推進事業を実施していく。

(2) 健康サポート薬局推進事業

健康サポート薬局はかかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、地域住民による主体的な健康の保持・増進を積極的に支援する薬局である。医薬品医療機器法施行規則では、「患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する薬局」としている。現在石川県では41薬局が認定を受けている。

研修については『地域連携薬局』の届け出要件にもなる。引き続き研修会を行い、健康サポート薬局を増やしていくとともに県民へ存在の認知を図っていく。

(3) 健康情報拠点事業

薬局は地域の情報を求める人がいつでも気軽に立ち寄れる場所ではあるが相談内容や情報発信に偏りができてしまう。どの薬局でもそうならないためには知識を深め、対応力を養うことで、より役立てる存在になれるように研修会の実施や情報発信となるツールの作成を行う。

(4) 保険（医療・介護）事業

医療・介護保険業務の適正化の推進（HP、病院の相談コーナー、保険業務研修会等による会員への情報提供・相談など）。

保険薬局個別指導・集団指導の立ち合い及び助言を行う。

オンライン資格確認・電子処方箋等の取り扱いについて ICT 委員会と協力し必要な情報提

供を行う。

2. 薬剤師職能

(1) 薬事知識の普及事業（向精神薬服薬リスク未然防止委員会・薬物乱用防止事業）・

「クスリと健康」アドバイザー体制事業

向精神薬服薬リスク未然防止委員会として、薬局の地域連携が強化されつつある中で、ゲートキーパー活動など薬剤師の自殺予防に果たす役割が求められていることから、こころの健康センター主催のゲートキーパー指導者研修会参加を継続する。薬物乱用防止事業として、薬物乱用者の低年齢化が進んでいることから、小中高校生を対象に薬物乱用防止活動（オーバードーズ防止対策を含む）を行う。

「クスリと健康」アドバイザー体制事業として、地域社会に向けてクスリの適正使用を通して健康指導・相談体制を強化する。

(2) スポーツファーマシスト委員会・薬育推進事業

医師・アスリートなどからのドーピング違反物質に関する問合せ対応は薬剤師の責務の一つである。特に国民体育大会に出場する石川県選手団の中からドーピング違反を出さないために積極的な情報提供と啓発活動が重要である。また小中高校生への薬育教育の中にアンチドーピング教育を含めることでアンチドーピングの意識付けを早くから行うことも必要である。

石川県薬剤師会アンチドーピングホットラインへのドーピング禁止薬に関する問合せに対応する。

(3) 薬剤師災害支援活動事業

災害時の薬剤師の活動内容を、医療技術の進歩に応じ検討し、県内の薬剤師の知識・技術の向上を図り、もって、県民の健康衛生の維持向上に寄与することを目的としている委員会である。今年度は、災害薬事コーディネーター育成事業並びに各地域における災害薬事コーディネーターの配置を検討していく。

今後を見据えてモバイルファーマシーの導入に関して石川県と協議のうえ検討していく。

(4) 薬薬連携強化・活性化推進事業

多職種連携推進委員会・薬剤師確保対策事業委員会

病院・薬局・行政・大学・研究機関等全ての薬剤師が連携することにより、各方面での薬剤師業務がより良い内容となるよう支援する。

地域包括ケアシステムの推進のため他職種との協働を目的とし各職能団体との交流（いわゆる顔の見える関係構築）を図る。

ICT 委員会と連携し地域包括ケアのための ICT を用いた情報連携にも取り組む。

「いしかわ診療情報共有ネットワーク」を利用することにより、多職種連携による更に充実した患者へのサービス向上を考える。（多職種の情報連携を兼ねた研修会など）

薬剤師の地域偏在を少なくするため関係する各方面（大学、自治体など）への働きかけ、また現在未就業の薬剤師へ就業（復職研修など）支援などを行う。

（５）後発（ジェネリック）医薬品使用促進事業

後発（ジェネリック）医薬品の使用に際しての種々の問題を把握・検討することで使用・促進につなげ、保険医療制度の改善を通じて患者に安心・安全な医療を提供し、県民の健康衛生の維持向上に寄与することを目的としている。

また、行政・保険者及び各関連団体と共同で後発医薬品使用の促進を行っていく。

（６）公衆衛生

薬剤師として地域の環境衛生向上に取り組むことは、県民の健康を保持・増進を図ることであり、そのためには地域の職域組織と連携し、組織的な衛生活動を行うことが重要である。そして公衆衛生の向上を図ることは、疾病予防、感染症予防、健康寿命延伸などの健康的な生活の推進に寄与することである。

３．学術

（１）薬剤師生涯学習事業

薬剤師は、時代に即応した医療需要と社会的要請に応え、薬剤師として必要な責務を全うするために、生涯にわたって研修等による自己研鑽に努めなければならない。日本薬剤師会の生涯学習支援システム JPALS を活用し資質の確認と向上に努める。また石川県薬剤師会が認証を受けている認定薬剤師研修制度 G08 が薬剤師免許を持つにふさわしい資質を維持するための生涯学習をバックアップし、その成果を客観的に認定する。他の医療従事者や患者からの信頼を高め、常に時代に即した薬学的ケアを行える薬剤師であることを維持するための生涯学習を推進していく。2023 年度より本事業で行う研修会名を PS 講座イノベーションと改名している。

（２）研修センター事業（認定薬剤師研修制度）

目まぐるしく変化する時代にあって、その中で薬剤師が国民や患者の安全を守り、健康増進に寄与することで、社会からの期待に応えるためには、趨勢の変化に合わせた継続的生涯学習が不可欠である。そのための G08 認定薬剤師制度の運用、研修会の実施や学術大会の開催・支援を行う。研修会の開催はホームページにて公開し、希望すれば会員・非会員を問わず、有償で受講することができることとする。講師は本会会員をはじめ、県内外の学識経験者が務める。

（３）実務実習委員会（認定指導薬剤師養成事業委員会）

国民の生命、健康の保持増進に寄与することを目的に、高い臨床能力を持つ将来の薬剤師を養成するため、薬科大学・薬学部必須科目である実務実習の受入体制・指導体制の充実を目指し、関連資料を作成する。また研修会の実施や関係機関との会議を開催する。「薬局実務実習担当者全国会議」「薬局実務実習受入に関するブロック会議」「北陸地区病院・薬局実務実習調整機構委員会」に参加し、その結果は本会の事業委員会や総会等を通じて伝達し、指導薬剤師の資質向上に努めるとともに、円滑な実務実習を推進する。

（４）人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理審査事業

本委員会は、人を対象とする生命科学・医学系研究に携わる全ての関係者が遵守すべき事

項を定めることで、人間の尊厳及び人権が守られ、研究の適正な推進が図られることを目的とする。次に掲げる事項を基本方針としてこの指針を遵守し、研究を進めるために本委員会を設置した。

- ① 社会的及び学術的な意義を有する研究の実施
- ② 研究分野の特性に応じた科学的合理性の確保
- ③ 研究対象者への負担並びに予測されるリスク及び利益の総合的評価
- ④ 独立かつ公正な立場に立った倫理審査委員会による審査
- ⑤ 事前の十分な説明及び研究対象者の自由意思による同意
- ⑥ 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮
- ⑦ 個人情報等の保護
- ⑧ 研究の質及び透明性の確保

日本薬剤師会・第52回学術大会（2019年・山口）より、「人を対象とする生命科学・医学系研究」の一般演題（会員発表）には、倫理審査が必要になった。日本薬剤師会学術大会の投稿規定・ガイドラインにも盛り込まれている。

4. 情報

（１）ＩＣＴ（ＩＤリンク）委員会

通信システムの更なる進歩を見据え、ＩＣＴテクノロジーがもたらす未来を展望し、薬剤師にとってのＩＣＴ活用を考える。

石川県薬剤師会運営における会議・委員会等におけるＩＣＴの活用について、より効率的な利用方法を検討していく。

災害や感染症などの発生時に有効的な利用方法を検討する。

「いしかわ診療情報共有ネットワーク」への参加。（ネットワーク協議会への委員を派遣）薬剤師会内での運営について委員会を設置。

ネットワークへのアクセスを希望する薬局の推薦。

参加薬局及び利用薬剤師のネットワーク利用の為の施設、個人ID及びPWの登録業務及びデータの管理。

オンライン資格確認・電子処方箋等への対応について会員の薬局・薬剤師が適切に対応することが出来るようサポートを行い薬局DX化の推進を支えていく。

（２）医療安全管理事業（e薬.com/医薬品品質管理委員会、高度管理医療機器等販売にかかる継続研修委員会、医薬品適正使用推進事業委員会（重複多重受診適正化、国保ヘルスアップ事業）、医療安全対策委員会）

薬局では医薬品の供給のみならず健康の維持向上のための医療機器の供給も行っている。高度管理医療機器の販売においては、管理者には薬剤師があたることになっている。医療機器の中でも特に薬局等で扱う機会の多い、高度管理医療機器の知識取得によって、県民の健康衛生の維持向上に寄与することを目的としている。

（３）ホームページ運営事業

情報発信や研修会案内はホームページを通して電子媒体による伝達や申し込みができるようになってきたことを周知してもらう必要がある。利用促進のためにも石川県薬剤師会のホー

ムページの内容の充実と利便性の向上を引き続き図っていく。

（４）薬機法等対策事業

薬事法は平成 25 年に安全対策の強化や医薬品販売規制の見直し等を内容とする二度の法改正が行われ、この改正法の附則で 施行後 5 年を目途とする見直しの検討規定が置かれた。この規定を契機として、平成 30 年 4 月以降、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会（以下、「本部会」）では、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下、「薬機法」）の施行状況に加え、人口構成の変化や技術革新の進展などの環境変化を踏まえ、薬機法見直しの検討を中心に、医薬品・医療機器等を取り巻く現状や課題について議論を行った。『地域連携薬局』『専門医療機関連携薬局』について、薬剤師会としての認定薬局が増えるよう対策を考えていきたい。